

国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令案参照条文

目次

○国際連合安全保障理事会決議第千二百五十三号（警察庁仮訳）（抄）	1
○国際連合安全保障理事会決議第千二百五十五号（警察庁仮訳）（抄）	1
○国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法（平成二十六年法律第百二十四号）（抄）	2
○国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法施行令（平成二十七年政令第三百五十六号）（抄）	2

国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令案参照条文

○国際連合安全保障理事会決議第二千二百五十三号（警察庁仮訳）（抄）

1 本決議の採択日より、1267/1989アル・カイダ制裁委員会を「1267/1989/2253 ISIL（ダッシュ）及びアル・カイダ制裁委員会」とし、アル・カイダ制裁リストを「ISIL（ダッシュ）及びアル・カイダ制裁リスト」とすることを決定する。

2 すべての国が、ISIL及びアル・カイダ並びにそれらと関係を有するその他の個人、集団、企業及び団体に対して、決議第1333号（2000）8（c）並びに決議第1390号（2002）1及び2、決議第1989号（2011）1及び4の規定によってこれまでに課された次の措置をとることを決定する。

（a）これらの個人、集団、企業及び団体の資金及びその他の金融資産又は経済資源（これらの個人、集団、企業及び団体により又はそれらを代表し若しくはそれらの指示により行動する者により、直接又は間接に所有され又は管理される財産から生ずる資産を含む。）を遅滞なく凍結し、これらの資金及びその他の資金、金融資産又は経済資源が自国民又は自国領域内の者によって直接又は間接にそのような者の利益のために利用可能となることを確保すること。

（b）・（c）（略）

○国際連合安全保障理事会決議第二千二百五十五号（警察庁仮訳）（抄）

1 すべての国が、決議1988号（2011）の採択の前にタリバンとして指定された個人及び団体、並びに決議第1988号（委員会）35の規定に基づき設置された委員会によって指定されたアフガニスタンの平和、安定及び安全に対する脅威を構成することに関してタリバンと関係を有するその他の個人、集団、企業及び団体に対し、次の措置をとることを決定する。（以後、1988リストをリストと呼ぶ。）

（a）これらの個人、集団、企業及び団体の資金及びその他の金融資産又は経済資源（これらの個人、集団、企業及び団体により又はそれらを代表し若しくはそれらの指示により行動する者により、直接又は間接に所有され又は管理される財産から生

ずる資産を含む。)を遅滞なく凍結し、これらの資金及びその他の資金、金融資産又は経済資源が自国民又は自国領域内の者によって直接又は間接にそのような者の利益のために利用可能となることのないことを確保すること。

(b)・(c) (略)

○国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法(平成二十六年法律第百二十四号)(抄)

(公告)

第三条 国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号、同理事会決議第千三百三十三号その他の政令で定める同理事会決議(附則第二条において「第千二百六十七号等決議」という。)によりその財産の凍結等の措置をとるべきこととされている国際テロリストが、同理事会決議第千二百六十七号、同理事会決議第千九百八十八号その他の政令で定める同理事会決議により設置された委員会の作成する名簿(以下単に「名簿」という。)に記載されたときは、国家公安委員会は、遅滞なく、その旨、その者の氏名又は名称その他の国家公安委員会規則で定める事項を官報により公告するものとする。この場合において、当該公告された者の所在が判明しているときは、国家公安委員会規則で定めるところにより、その者に対し、当該公告に係る事項を通知するものとする。

2・3 (略)

○国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法施行令(平成二十七年政令第三百五十六号)(抄)

(国際テロリストの財産の凍結等の措置をとるべきこととしている国際連合安全保障理事会決議等)

第一条 国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法(以下「法」という。)第三条第一項の国際テロリストの財産の凍結等の措置をとるべきこととしている政令で定める国際連合安全保障理事会決議は、同理事会決議第千二百六十七号、同理事会決議第千三百三十三号、同理事会決議第千三百九十号、同理事会決議第千九百八十八号及び同理事会決議第千九百八十九号とする。

2 法第三条第一項の名簿を作成する委員会を設置する政令で定める国際連合安全保障理事会決議は、同理事会決議第千二百六

十七号、同理事会決議第千九百八十八号及び同理事会決議第千九百八十九号とする。